

業務指示書

ネパール国地方都市上水施設改善計画フォローアップ協力

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月12日 12時まで

問合せ先：調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月17日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用語については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上水道施設設計に関する各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／水道施設計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：上水道施設計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 設計・積算】

- 1) 類似業務の経験：上水道施設設計・積算
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 調達・施工監理】

- 1) 類似業務の経験：上水道施設に関する調達・施工監理
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／水道施設計画
設計・積算
調達・施工監理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.80 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月4日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もって下さい。

(NPR1 = 1.211 円 , US\$1 = 122.74 円 , EUR1 = 136.19 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ネパール国地方都市上水施設改善計画フォローアップ協力

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力／ 水道施設計画	(30.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(—)	
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	(—)	
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 設計・積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 調達・施工監理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ネパール国（以下、ネパール）では、国家計画委員会(NPC)により、2002年に「第10次5カ年計画(2002～2007)」が策定され、飲料水供給に関する政策目標として、①給水普及率を85%に引き上げること、②安全な飲料水確保のため水質を改善すること、等を目指していた。

この目標達成に向けてネパール政府は、わが国に対して10地方都市の水道施設整備に係る協力を要請したため、これを受けてわが国では、2003年に在外プロジェクト形成調査を行い、8地方都市を優先プロジェクト実施対象都市として選定した。このうち、ドゥラバリ、ガウラダおよびマンガドゥの3都市について基本設計調査を行った。これら3都市では、給水サービスを受けていない住民が多く、また既存水道施設から供給を受けている住民も給水量は不十分であり時間給水や断水が余儀なくされている状況であった。さらには、既存水道水の濁度が高い、鉄分濃度が高い、あるいは汚染されている等の水質上の問題から飲料用に適さないところもあり、それらの改善が緊急の課題となっていた。

これらの給水状況の改善のため、ドゥラバリ、ガウラダ、マンガドゥ、これら3都市において既存上水道システムにおける水質改善のための上水施設および給水量不足に対応する施設を建設するとともに効率的な運営・管理・経営の要員育成のための支援を目的として、2005年度案件として、無償資金協力「地方都市上水施設改善計画」（以下、当初協力）が実施され、2007年7月に完工した。

当初協力により建設された施設は、初期の目的を達し成果を上げていたが、ドゥラバリに建設したFRP製タンクの高架水槽は、2012年に高架水槽の漏水が確認されたことから、技術協力プロジェクト「地方における水道事業強化プロジェクト」の専門家による指導のもとシリコンなどの補修材を用いて水槽内外を止水する応急処置を行った。その後も高架水槽における漏水が確認されたため、先方実施機関の自助努力により、上記と同様の応急処置が施されてきたが、2014年頃には漏水が深刻化し、自助努力により対応できない状況に至ったことから、ネパール側からフォローアップ（以下、FU）協力の要請がなされた。

その後、2015年4月25日にネパールにて大震災が発生し、ドゥラバリの高架水槽はパネルが大きく破損する被害を受け、使用不能な状況に至っている。本協力は、FU協力の妥当性の確認及び協力内容の特定を行うとともに、施設応急対策を実施するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の目標：

当初協力にて建設されたドゥラバリの高架水槽の継続的活用が図られる

(2) 期待される成果 :

当初協力にて建設されたドゥラバリの高架水槽の機能が回復する。

(3) 要請概要 :

ドゥラバリ高架水槽の復旧

(4) 対象地域（サイト）:

ネパール国ドゥラバリ、ガウラダ、マンガドゥ地域

(5) 関係官庁・機関

実施機関： DWSS (Department of Water Supply and Sewerage, Ministry of Urban Development : 都市開発省上下水道局)

3. 業務の目的

わが国の無償資金協力である、平成 17 年度「地方都市上水施設改善計画」にて建設された高架水槽の機能を回復させるため、設計・調達・据付・施工等を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ネパール「地方都市上水施設改善計画」フォローアップ協力について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 緊急性

プロジェクト対象地域は、2015 年 4 月にネパールにて発生した大地震により被害を受けた地域であり、該当地域に安全な水を安定的に供給する必要があり、迅速な復旧が求められている。設計や工事の作業にあたっては、効率的な対応となるよう十分に配慮して進めること。また、工期短縮のための柔軟な提案が求められる。

(2) 耐震設計

前述のとおり、ドゥラバリ高架水槽は大地震により被害を受けたものである。今後も同様に地震により被害を受ける可能性があることから、原設計から設計を見直し、適切な耐震強度を設定する必要がある。

6. 業務の内容

(1) 事前準備（国内作業）

1) 既存資料の分析及び要請背景、要請内容の把握

当初協力および関連案件の報告書、ネパールの給水分野における上位計画や水理地

質情報等を含む既存の関連資料・情報を整理、分析、検討する。更に現地で収集する必要のある資料、情報、データ等をリストアップする。

2) 業務全体の方針、方法、および作業計画の検討

業務全体の方針、方法、および作業計画の検討を行う。また、現地調査項目を整理し、現地調査計画を策定する。これらを以て業務計画書を作成し、JICA 資金協力業務部に提出する。

(2) 業務内容の説明

本業務の業務内容、業務計画について先方実施機関に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 要請の背景・経緯の確認

ドゥラバリの高架水槽の破損状況を調査する。その際、FRP製パネル破損状況と共に、架台の被害状況も調査する。

また、当初協力において建設された上記高架水槽以外の施設（ドゥラバリ、ガウラダ、マンガドウ）の大震災による被害状況について、現時点では被害なしとの報告であるが、念のため簡易な調査を行う。

(4) 維持管理体制の確認

本業務終了後の高架水槽の維持管理者は、当初案件と同様にDWSSを想定しているが、DWSSの維持管理体制、技術レベル、維持管理に必要な費用負担について確認し、適切な管理が可能かどうか評価する。必要であれば、DWSSに対し技術的助言・提案を行う。

(5) 協力内容の計画策定

復旧規模、パネルの種類、耐震強度、基礎工事の有無等の観点から高架水槽の復旧方法を複数のオプションから検討し、選定する。

上記を踏まえ、高架水槽復旧のための計画策定を行う。設計にあたっては、当初案件の設計方針を踏襲する等、効率的な作業に努めることとするが、耐震基準については適切な基準を適用するよう、慎重に検討すること。

なお、現時点では原設計と同様にFRP製タンク(450m³)による復旧を想定しているが、この場合は適切な耐震強度のFRP製パネルを使用すること。

(6) 相手国側負担事項の確認

工事実施に必要な相手国側負担事項（免税措置等）について、項目を洗い出し、JICA 資金協力業務部に説明する。また、相手国側負担事項については実施機関と JICA 資金協力業務部が協議し文書にて合意するが、具体的な手続きについてはコンサルタント

トが実施機関に確認すること。

(7) 事業費の積算（国内作業）

施設応急対応にかかる以下の事業費の積算を行う。積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- ・輸送費
- ・施工費用

（パネルの調達、据付及び高架水槽の基礎部分の建設に係る費用を含む）

(8) 施工

上記（7）にて設計されたパネルの調達、据付及び基礎部分の建設を再委託により実施する。実施にあたっては、工程及び品質管理、安全管理の徹底に留意すること。また、着工後に（7）の設計と大幅に異なる状況が発生した場合は、遅滞なく JICA ネパール事務所及び JICA 資金協力業務部に報告すること。

工事の完了後、竣工検査日を事前に JICA 資金協力業務部職員に通知する。検査終了後、結果を DWSS、及び JICA ネパール事務所及び JICA 資金協力業務部に報告する。

(9) FU 協力報告書等の作成（国内作業）

FU 協力の経緯及び調査結果について、調査後に FU 調査報告書を JICA 資金協力業務部に提出する。また、業務完了時には、FU 協力の結果について完了報告書を作成し、JICA ネパール事務所及び JICA 資金協力業務部に提出する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本業務における成果品は、（2）、（3）とする。

なお、以下に示す部数は、JICA 資金協力業務部へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|-------------|--|
| （1）業務計画書 | : 和文 3 部 |
| （2）FU 調査報告書 | : 和文（製本版）3 部及び CD-R 1 枚
: 英文（製本版）3 部及び CD-R 3 枚 |
| （3）完了報告書 | : 和文（製本版）3 部及び CD-R 1 枚
: 英文（製本版）3 部及び CD-R 3 枚 |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。

注 3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2015年9月中旬から事前準備を開始し、2016年4月～6月に高架水槽の施工を完了する。また、2016年6月までに業務完了報告書をJICA資金協力業務部に提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約4.8M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な要員配置をプロポーザルにて提案することとする。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた本業務全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記のこと。なお、業務の日程が重複しない限り、同一の業務従事者が複数の業務に従事することを妨げない。

- 1) 業務主任/水道施設計画（3号）
- 2) 設計・積算（4号）
- 3) 調達・施工監理（4号）

3. 配布資料

- ・ FU協力申請書
- ・ ネパール国・ドゥラバリ浄水場および高架水槽状況
- ・ ネパール「地方都市上水施設改善計画」完了届（一部）

4. 再委託

施工業者（パネルの調達、据付及び高架水槽の基礎部分の建設）については、当該業務について経験・知見を豊富に有する施工業者等に再委託して実施することを認める。

再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2012年4月）に準じて選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

5. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館および JICA ネパール事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA ネパール事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA ネパール事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

（3）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 資金協力業務部に速やかに相談するものとする。

以上

